

平成 30 年度

宮津与謝環境組合

定期監査結果報告書

宮津与謝環境組合監査委員

平成 30 年度定期監査結果報告書

1 監査の概要

(1) 監査の種類 定期監査

(2) 監査実施日 平成 30 年 7 月 17 日(火)

(3) 監査方針、監査の重点

地方自治法には、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されているところであるが、構成市町の財政状況が極めて厳しい中であって、行財政の効率的かつ適正な執行がより強く求められているところから、関係法令等の定めるところに従って業務が適正に執行されているかどうかを確認するとともに、経済的・効率的及び効果的に実施されているかという点について重点的に監査を実施した。

監査の重点事項

- ・ 予算の執行は適正に行われているか。
- ・ 財産管理は適正に行われているか。
- ・ 契約事務は適正に行われているか。

(4) 監査の方法

平成 30 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までに執行された業務の概況について説明を求めたほか、予算の執行、契約事務並びに財産管理について関係書類の提出を求め、書面による審査及び現地調査を行うとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなどの方法により行った。

2 監査の結果

(1) 予算の執行については、例月出納検査における調書、資料等も参考にして監査を実施した結果、地方自治法、財務規則など関係法令等に準拠し、適正に行われていると認められた。

(2) 財産の管理状況について関係台帳等を審査した結果、適正に管理されているものと認められた。

(3) 契約事務については、平成 30 年度第 1 四半期に執行された契約 5 件を対象に監査を実施した。契約内容は総務関係委託業務が 4 件、施設建設関係工事請負が 1 件となっている。

契約関係書類において、契約書面の印紙税額が適切でないものや最新の様式でないものが一部に見受けられたため、印紙税額一覧表及び契約様式は、契約の都度、最新のものを確認することを要望する。

(4) 宮津与謝環境組合は、宮津与謝地域の広域ごみ処理施設整備及び運営を目的に、一部事務組合として平成 25 年 4 月に設立され、5 年を経過したところである。

施設整備は、建設用地の取得と事業者決定から、造成工事を経て、施設建設工事に着手したが、昨年、豪雪による建設用地の地盤軟弱化や想定外の転石障害によって対策工事の実施を余儀なくされ、整備費の増嵩と工期遅延が発生したが、京都府所管課及び構成市町、請負業者との協議を重ね、経費抑制と工期短縮が図られた。

本年度は、基礎等の工事を完了、建屋建築とプラント機器の設置が予定されており、平成 32 年 3 月末のごみ全量受け入れ及び同年 5 月末の施設竣工に向けて事業が進められている。

今後においても、地元関係者並びに 1 市 2 町の住民への十分な説明と理解を得ながら、施設の早期稼働に向け、安全かつ円滑な事業進捗が図られることを期待する。